

第65回板橋区資源環境審議会

(令和7年5月19日(月): 午前10時00分～12時00分)

○環境政策課長 定刻前ではございますが、お揃いになりましたので第65回板橋区資源環境審議会を開催させていただきたいと思います。

開会に先立ちまして、坂本区長より改選委員の委嘱をさせていただきます。本日は3名の委員の皆さまに委嘱状の伝達をさせていただきます。なお、委員名簿に所属等をご記載してございますので、所属の紹介は省略とさせていただきたいと思います。それでは、お名前を紹介させていただきますので、その場でお立ちいただきまして、委嘱状をお受け取りください。

大倉幸男様

○区長 委嘱状。

大倉幸男様。

東京都板橋区資源環境審議会委員を委嘱いたします。

令和7年3月11日、板橋区長。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 難波宏彰様。

○区長 委嘱状、難波宏彰様。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 河野幸介様。

○区長 委嘱状。河野幸介様。よろしくお願いいたします。

○環境政策課長 委嘱状の交付は以上でございます。ありがとうございました。

なお、本日は、石垣智基委員、本多清司委員、岩永きりん委員からご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、坂本区長より、皆様にご挨拶を申し上げます。

○区長 皆様、おはようございます。

月曜日の早朝から今日はお忙しいところ、お集まりをいただきまして、第65回板橋区資源環境審議会に開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

この資源環境審議会は、板橋区の環境施策について、幅広い観点からご審議をいただく機関として、本日お集りの様々なお立場の皆様に、委員としてご参加をいただいております。皆様のご理解とご協力に改めてお礼申し上げます。

また、本日は、新たな委員にご就任いただきました皆様に、委嘱状を交付させていただきました。今後とも、各方面からご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

先日、報道におきまして、2023年度の国内の温室効果ガスの排出量が、1990年以降最小となったことが報じられました。これは、本審議会でのご議論や皆様の取組みをはじめ、社会における様々な取組みの成果と考えております。皆様に改めてお礼を申し上げたいと思います。

さて、板橋区では、令和8年度からの10年間における次期「板橋区基本構想・基本計画」の策定を現在進めております。「基本構想・基本計画」と連携をしながら、「板橋区環境基本計画2035」また「板橋区一般廃棄物処理計画2035」について、様々な課題に対して前進を図る計画としてまいりたいと考えております。

本日は、「板橋区環境基本計画2035」の素案のたたき台をご審議いただきたいと思っております。

ます。素案ということで、内容もより具体的なものとなつてまいりますので、委員の皆様におかれましては、ぜひ、忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

委員の皆様のご審議へのお力添えをお願いいたしまして、簡単ではございますけれども挨拶とさせていただきます。どうぞ皆さまよろしくお願ひ申し上げます。

○環境政策課長 ここで区長は公務がございますので、こちらにて退席をさせていただきます。

(区長 退席)

○環境政策課長 それでは、議題に入る前に、本日の資料について確認をさせていただきたいと思ひます。本日、机上に配付いたしました資料は3点です。

「次第」

「委員名簿」

「座席表」

そのほか、事前に送付させていただきました資料が4点ございます。

資料1「令和6年度現地調査報告（概要版）」

資料2「わくわく板橋生き物マップ」

資料3「板橋区基本計画2035の構成について」

資料4「次期環境基本計画2035の素案（たたき台）」

資料に不足がありましたら、お声がけいただければと思ひます。

なお本日の会議につきましては、板橋区資源環境審議会運用方針により、会議終了後に会議録を調製させていただきます。発言内容につきましては、事前に内容をご確認いただいた上で区のホームページ等で公表させていただきますので、ご了承いただければと思ひます。

本日は傍聴者の方が1名いらっしゃいますので、ここでご入場いただきます。

(傍聴者 入場)

○環境政策課長 それでは議題に入らせていただきます。伊香賀会長、以降、進行をよろしくお願ひ申し上げます。

○会長 それでは、第65回板橋区資源環境審議会を開会いたします。

本日の進行につきましては、報告事項が審議事項に関係しておりますので、まずは報告事項の報告をいたしまして、その後に審議事項の次期計画の素案のたたき台をご審議いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、板橋区生物多様性に関する基礎調査の報告について、事務局から説明をお願いします。

○環境政策課長 それでは生物多様性に関する基礎調査、現地調査につきまして報告をさせていただきます。

この現地調査につきましては、昨年11月に開催されました第63回の本審議会にて中間報告をさせていただきましたが、その最終報告になります。

資料1をご覧ください。

調査地点、調査項目につきましては、区内の公園などの12地点を対象とし、実施をいたしました。また、魚類等につきましては、水域が存在する6地点が対象となっております。調査内容につきましては記載のとおりです。

お開きをいただきますと、中面になります。左上の調査結果としましては、植物相が774

種、動物相が425種ということでした。相という意味ですが、特定の限定された地域内に分布または成育する全種類を意味するものであります。最も多くの種を確認した場所はNo. 2の区立荒川生物生態園及び周辺の564種、それに次いで、No. 1の都立城北中央公園で、556種でした。

右側には重要種をお示ししています。最も多く確認された調査地点はNo. 2の区立荒川生物生態園及び周辺の41種でした。

重要種の下に外来種をお示ししています。最も多く確認された地点は、こちらもNo. 2の区立荒川生物生態園及び周辺の30種でした。

最後に表面の左側です。

板橋区の生物多様性の特徴と課題ということで、まとめをお示ししています。板橋区の地形ですが、武蔵野台地の東端に位置し、河川の侵食によって作られた谷地形と荒川沿いの低地が特徴となっており、河川や谷地、湿地、都市環境が入り混じる地域となっております。そのため、台地の上の林や河川沿いの湿地、公園の緑地など、多様な生態系が存在していきまして、それに適応した多様な生物が生息しています。以降、哺乳類や鳥類、爬虫類、昆虫類、植物といった生息の状況をまとめさせていただいているものであります。

以上の調査結果につきましては、今般、改訂のご議論をいただいております地域環境基本計画の自然環境生物多様性の分野におきまして、生物多様性の現状と課題を踏まえまして、生息環境の保全や、人と自然の関わりなどと引き続き検討してまいりたいと思っています。

資料2につきましては、この現地調査を踏まえ、マップ化した資料となり、今後の周知などに活用していきたいと考えております。報告は以上です。

○会長 それでは資料1、2について、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○委員 私から1点質問があるのですが、資料1と2につきまして、区民の方から、私も徳丸にあります昆虫公園の在り方とか意義について、色々ご質問、ご相談を受けることがあるのですが、資料1の令和6年度の検証した地点等、これについては、昆虫が多く生息しているとされていて、かつては森の昆虫舎など、昆虫に関する展示がなされていた区立昆虫公園が対象となっていないのは、近年、既に調査されたなどの理由によるものでしょうかというところと、また資料2のわくわく生き物マップに昆虫公園は掲載されていない理由について、改めてお伺いしたいと思います。

○環境政策課長 まず昆虫公園につきましては、東武練馬にある雑木林を整備して造られた昆虫公園ということになります。まず今回の現地調査では、区内の主要な規模が大きい公園等を抽出して実施をしたものであり、資料2の生き物マップにつきましても、現地調査を基に作成をいたしました。その関係で、現段階では昆虫公園は入っていないところになります。

その上で、生物多様性の実態把握につきましては、継続的に実施、把握していく必要があると考えており、今後アクションプラン、この計画の実施計画等の中で、実態調査を継続していきたいと考えています。そうした中では、調査箇所の在り方につきましても、議論となるところと考えており、ご指摘の昆虫公園や今回調査に含まれなかった公園も含めて、調査をしていきたいと考えております。その上で、生き物マップにつきましても更新してまいりまして、内容を高めてまいりたいと思っています。

○委員 この調査の報告、結果報告はいいのですが、この結果報告を受けて、区としてはどのような取組をするのかというのが具体的にちょっと見えないので、お聞かせいただきたいと思います。

います。

○環境政策課長 まずこうした調査の中で、区の中にどのような生物が生息しているのかということ把握させていただいて、それをまず、広く区民の皆様に情報をお伝えしていくということがあります。今回はこうしたパンフレットですが、そうしたものを、例えばイベントであるとか、そうした機会を捉えて、幅広く、今後もこうしたまず地域の資源があるということをお伝えしていきたいと考えています。

また、特にこうした自然の資源に、区民の皆さんにより体験していただくような機会、例えば、こうした自然を観察するような事業であるとか、そうしたことも実施をしながら、区民の皆様に自然の資源に触れ合ってもらえるような、いわゆる今回、計画の中で言っております自然の恵みを実感してもらえよう取組を進めていきたいと考えています。

○委員 そうすると、外来種というのが結構、今、話題になっていますけど、そういった対策を取るとかいうことは、区としては考えられているかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○環境政策課長 おっしゃるとおり、外来種対策というのが非常に区民の皆様にとっては関心が寄せられているところですので、そうしたところも含めて対応していくということは見込んでいるところです。

○委員 最後に、都立城北中央公園、私、思い入れがある公園なのですが、ほかの都立公園は東京都が調査を実施しているのに、なぜ都立城北中央公園だけ板橋区が実施したのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○環境政策課長 まず都立公園につきましては、おっしゃるとおり、東京都が実施をしていますが、やはり区として、非常に豊富な生物というものが想定されておりましたので、そういうところでは、改めて区としても重視しているということで、調査の対象とさせていただいたところでもあります。

○会長 他、いかがでしょうか。それでは、次の審議事項に移りたいと思います。

(仮称)板橋区環境基本計画2035素案(たたき台)について、事務局から説明をお願いします。

○環境政策課長 それでは、(仮称)板橋区環境計画2035の素案たたき台の説明をさせていただきます。

まず資料3をご覧ください。資料3につきましては計画の構成になります。

次の環境基本計画では左側の計画本編、役割の部分になりますが、計画の保全に関する総合的、長期的な方針を示す計画本編をベースに、具体的な取組や、年度単位の実施目標を示す、右側、別冊のアクションプランを作成いたしたいと考えています。本日お示ししていますのが、左側の計画本編の素案のたたき台です。

計画本編では、めざす将来像や基本目標、施策、また推進体制や進捗管理をお示ししたいと考えています。

構成につきましては、左側の下の部分になります。第1章、第2章、第3章、第5章は、これまでご審議いただきまして取りまとめた骨子の内容と同じ内容となっています。第4章の施策が、今回新たに盛り込んだものです。右側がアクションプランです。アクションプランでは計画本編の第4章の施策に示す施策、取組の方向性を実行するための具体的な取組や年度単位の実施目標を示してまいりたいと考えています。アクションプランにつきましては、取りまと

めの作業を進めており、追って本審議会にお示しをしたいと考えています。計画、構成の説明は以上です。

続きまして、素案のたたき台、計画本編のご説明をさせていただきたいと思います。

資料4をご覧ください。まず表紙をめくると目次があります。第1章では計画の基本的事項、第2章 環境の現状と課題、第3章 将来像と6つの基本目標、第4章 施策、第5章 推進体制及び進捗管理となっています。

今、ご説明いたしましたように、第4章以外はこれまでの骨子の策定におきましてご議論いただいてまいりましたので、素案ではそれらを引き継ぐ形でまとめさせていただいています。第4章が素案において新たにお示しをする部分となります。また、本日ご覧いただいているのは、次期環境基本計画2035の素案の本編になります。この本編のほかに、追って概要版を作成し、区民の皆様には周知を行っていききたいと考えています。

素案のたたき台につきましては、情報量が多くなっており、第4章の施策以外は骨子を引き継ぐ形でまとめさせていただいていますので、主に第4章を中心にご説明させていただきたいと思います。それ以外は前回から変更があった部分につきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず9ページをご覧ください。

(3)の脱炭素・気候変動対策の部分です。国等の動きに変動がありましたので、お示しをしています。上段の部分になりますが、国の動向ということで、令和7年2月に国の地球温暖化対策計画が閣議決定され、温室効果ガスの削減目標を2035年度、2013年度比で60%、2040年度で73%という目標を掲げております。これまでの国の計画では、2035年度の削減目標が50%でしたので、10%削減目標を高めたというように動向が変わっているところであります。後段の東京都もこれに合わせ、削減目標を改定しております。

11ページをご覧ください。

調整中となっていますが、こちらでは、これまでの取組と課題、全計画の振り返りをさせていただきます。前計画は10年間の計画期間ですので、現計画の10年の取組を振り返りまして、総括をしたいと考えています。現在、令和6年度の実績を取りまとめているので、取りまとめ次第、こちらにて10年間の総括をお示ししたいと考えています。

それでは、22ページをお開きください。

22ページからが第4章、施策です。まず、1 施策の方向性では、本計画での施策の方向性について、今後、イメージでお示しをしたいと思っております。現在調整中です。

以降、6つの基本目標ごとに、現状と課題、基本目標の達成に向けた施策、施策の目標・指標、各施策の取組内容、各主体の取組を取りまとめてお示しをしています。分量がありますので、第4章の施策については、基本目標の達成に向けた施策と各施策の取組内容を中心に説明させていただきたいと思います。

23ページでは、まず基本目標1の環境まちづくり、ゼロカーボンでつながるまちです。

25ページをご覧ください。

基本目標の達成に向けた施策です。地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に該当するものとして3点を掲げております。

①ゼロカーボンを通じた持続可能なまちづくり。ゼロカーボンの取組を都市づくり、まちづくりや緑をはじめとした多分野につなげ、持続可能なまちづくりを推進するものです。また、

温室効果ガスの削減にとどまらず、まちや区民の生活に温もりといった恵みをもたらすゼロカーボンの取組を推進していくものであります。

②区民や事業者等による省エネルギーをはじめとした環境行動の推進です。区民や事業者等が、一人ひとりができる範囲で環境に配慮した行動を行い、これを後押しするツールを活用し、地域に広めていこうというものです。施策的には、後押しするツールがポイントとなります。

③スマートシティとの連携です。スマートシティは先進技術やデジタルなどの活用を通し、区民の生活を豊かにするまちづくりであり、環境に配慮した取組に大きく関係するところでありまして、板橋区では環境分野をはじめ、多分野が連携したスマートシティの実現というところにも取り組んでいます。それぞれの取組の効果を生かしていきたいと考えているところです。

一番下の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、これは区役所の取組に該当するものです。

④区の率先行動ということですが、こちらでは、区役所のゼロエミッション化、また再生可能エネルギー100%電力の切替えなどに取り組んでいくというものになります。

27ページをご覧ください。

各施策の取組内容です。①ゼロカーボンを通じた持続可能なまちづくりです。点から面への広がりということを示していますが、現在、温室効果ガス削減の取組は大規模建築物や区の施設を対象に進めておりますが、こうした点から、まちづくりといった面での展開を進めていこうというイメージです。具体的な取組といたしましては、まちづくりにおけるゼロカーボン等の取組でお示しをしています。まちづくりにおきまして、環境に配慮した整備、取組を進めていく。これはエネルギーや建築物、緑など大変幅広い取組に及ぶものであります。例えば、公共施設を中心とした建築物のゼロエミッション化やクリーンエネルギーの活用をはじめとした多角的な取組を進めていこうというものです。また区では、「板橋区建築物等における省エネルギー・環境配慮に関する指針」というものを通し、ZEB化をはじめ、建築物の高断熱化やエネルギー性能の高い設備の導入などの取組を進めていますので、こうしたところも温室効果ガス排出削減の効果を誘導していきたいと考えています。

次に真ん中の、まちや区民生活に温もりをもたらす取組です。ゼロカーボンに向けた取組ということで、CO₂排出量の削減にとどまらず、まちや暮らしに温もりをもたらす環境負荷を抑制する、建築をはじめとした取組を進めていこうというものです。例示としましては、木質化や断熱化を掲げています。こうしたゼロカーボンにも効果があり、まちや区民の暮らしに温もりといった恵みをもたらすような取組も進めていきたいと考えています。

一番下の部分は、ひとを中心としたウォーカブルなまちづくりと交通のグリーン化の推進です。居心地がよく歩きたくなる移動環境や、徒歩、自転車移動しやすいひとを中心としたウォーカブルなまちづくりを推進していこうということでもあります。現在も取り組んでおりますエコカーへの乗換えや交通公共機関の利用推奨、モビリティのシェアリング活用など、こうした環境負荷の少ない移動手段への転換を引き続き促進していきたいと考えています。

28ページをご覧ください。

こちらでは、②区民や事業者等による省エネルギーをはじめとした環境行動の推進であり、具体的な取組としましては、家庭や事業所における脱炭素行動の促進をお示ししています。環境活動のインセンティブポイント制度である「いたばし環境アクションポイント制度」のバージョンアップに取り組み、環境行動の裾野を広げていきたいと考えています。このほかにも、事業所向けのエコアクション、環境マネジメントシステム、こうした環境に配慮した活動、企

業の活動を支援するということを通して、事業者の皆様の脱炭素化に向けた取組を推進していきたいと考えています。

次に省エネルギー機器の導入、再生可能エネルギーの利用促進ということで、現在も取組を進めている既存の取組につきまして、これを後押しするツールや仕組みも活用しながら、また、国や東京都との取組とも連携をして進めてまいりたいと考えています。

その下の③スマートシティとの連携は、先ほどご説明したとおりです。

また、④区の率先行動ということで、こちらも先ほどご説明を申し上げました区施設のZEB化をはじめとしたゼロエミッション化ということでもあります。

また、下の区の環境改善活動の推進ということですが、区といたしまして、環境方針の実現に向けた環境活動を、計画・実施・評価・改善していく仕組みに基づき、課題解決を踏まえた環境改善活動の向上を図っていききたいと考えています。これは区の環境マネジメントシステムの仕組みを高め、環境改善活動の向上を図っていききたいということを意図しているものになります。

それでは、31ページをおめくりください。

こちらでは基本目標2の地球との共生、気候変動に備えるまちということです。

34ページをおめくりいただきますと、基本目標の達成に向けた施策ということで、①気候変動に対応したライフスタイルの推進（熱中症対策の推進）と、②安心・安全なまちづくり（風水害対策の推進）を掲げています。

35ページで各施策の取組内容ということで、①気候変動に対応したライフスタイルの推進、熱中症対策につきまして、夏を中心とした暑さによる健康被害の防止を中心に、熱中症対策の取組、暑さを緩和する対策を推進していきます。現在、区でも熱中症一時休憩所の設置やクーリングシェルターの設置、また、クーリングシェルターにおけるウォーターサーバーの設置ということに取り組んでいるところでありまして、引き続きこうした熱中症対策等の充実を図っていきます。

36ページをおめくりください。

こちらは安心・安全なまちづくり、風水害対策です。局地的・短時間に多量の雨が降る集中豪雨の発生ということで、河川の氾濫や道路の冠水などといったリスクの増加に備えていくということを視点に、板橋区地域防災計画に定めた水害予防対策などに沿い、リスクに備える取組を進めていきます。

また、下の部分ですが、雨水関係ということで、降った雨をタンクでためることで雨水が一挙に下水道に流れ込むのを緩和し、また、都市型洪水を軽減させるということで、雨水の貯留や浸透の推進を進めます。風水害リスクへの備えということでお示しをしている洪水ハザードマップのほか、板橋区防災メール配信システムをはじめとした情報発信を行っていきます。

38ページをご覧ください。

こちらでは、循環まちづくり、資源を大切に作るまちです。この循環まちづくり、資源循環の部分につきましては、現在同時並行で、板橋区一般廃棄物処理基本計画の改定を行っており、本審議会の清掃リサイクル部会でご議論いただいているところです。その次期一般廃棄物処理基本計画の内容と、今後、整合を図りながら、記述の方を調整してまいりたいと考えています。

39ページをご覧ください。基本目標の達成に向けた施策ということで、①3Rの推進と②サーキュラーエコノミーを見据えたごみの発生抑制・資源循環の推進をお示ししていま

す。

40ページをご覧ください。

各施策の取組内容ということで、①3Rの推進では、ごみの削減等に関する普及啓発、②のごみの発生抑制・資源循環では、ごみの減量・資源化の推進と資源循環の推進を掲げています。

42ページをご覧ください。

安心健康まちづくり、きれいな空気、水、クリーンな住環境になります。

43ページで、基本目標達成に向けた施策を掲げています。①良好な生活環境の確保ということでは、安心・安全な生活環境を維持するために、都市型公害への対策に取り組みます。②ではまちの美化の推進ということで、地域と連携した美化活動や路上での喫煙マナーの普及啓発などを通して、清潔で美しいまちをつくっていきます。

44ページをご覧ください。

各施策の取組内容です。①良好な生活環境の確保ということで、こちらは安心・安全な生活を支える生活環境を維持していくというセーフティーネットの取組です。公害関係法令に基づく対策や大気汚染対策、騒音、振動への対策、河川の水質保全の取組を進めていきます。

②まちの美化の推進では、地域と連携した美化活動普及促進をお示ししています。エコポリス板橋環境行動会議との協働などを通し、取組を進めていくというものです。

また45ページでは喫煙マナーの促進ということで、喫煙マナーの向上、歩きたばこやポイ捨ての防止といったところを通して、まちの美化を維持していきます。

46ページは、基本目標5のネイチャーポジティブ、自然の恵みと共生するまちです。こちらにつきましてもネイチャーポジティブということで、前回の計画では出てきていない視点です。自然環境に関する取組につきましては、現在同時並行で板橋区の緑の基本計画であるいたばしグリーンプランの改定を行っており、本計画のネイチャーポジティブ、自然環境に関する取組につきましても深く関係するところでありますので、次期いたばしグリーンプランとの整合を図りながら取りまとめていきたいと考えています。

48ページをご覧ください。

基本目標の達成に向けた施策としては、①みどりや水環境の保全・活用を掲げています。自然保全活用という言葉がありますが、自然環境の保護を目的としながら、その環境を有効に利用して、地域に貢献するという考え方になります。

②生物多様性の理解浸透とその恵みの持続的利用ということを掲げています。区民の皆様が生物多様性と暮らしのつながりを理解し、自らの問題として取り組むための普及啓発の取組、また、地域の自然の恵みを身近に感じられるような取組を進めていきたいと考えています。

50ページでは、各施策の取組内容となります。こちらはグリーンプランとの調整中ということで、柱立てをお示ししています。①みどりや水環境の保全・活用ということでは、生物多様性を支える自然の保全と活用、また地域の生態系の保全を掲げています。

②生物多様性の理解浸透とその恵みの持続的利用では、生物多様性の普及・啓発（学習）、また地域の自然に親しみ育む場づくり・機会づくりの2つを掲げています。

それでは52ページをご覧ください。

6つ目の基本計画の最後です。環境人づくり、主体的に行動できる人です。

54ページをご覧ください。

基本目標の達成に向けた施策です。①機会づくり（情報・場）の促進で「伝える」「学ぶ」

「育てる」、この3つの視点で地域における環境教育・環境学習と、学校における環境教育をコンテンツの充実などを通して推進していきたいと考えています。

②協働の取組推進ということで、環境に取り組む人材や団体が活動を実践する場や機会を充実させて、活動の促進を図るとともに、関係者のネットワークを広げていこうというものです。

55ページは、各施策の取組内容です。①機会づくり（情報・場）の促進では、環境コンテンツの充実を掲げています。環境教育・環境学習で提供するコンテンツにデジタルを活用することで、豊富な情報を提供できるとともに、環境問題の体感につなげ、環境に関する学びを深められるような取組を進めていきたいと考えています。また、こうしたDXの活用を含め、環境教育・環境学習の拠点施設であるエコポリスセンターを中心に、コンテンツの充実と絡めまして、情報発信を高めていきたいと考えているところです。

次に真ん中の部分、環境教育の推進と人材育成をお示ししています。引き続き学校における環境教育に取り組むほか、「学ぶ」という視点では、環境教育・環境学習拠点施設や、区内の河川などのフィールドにおいて、学びや体験、探究の場や機会、イベントを実施してまいりたいと考えています。

そして一番下の部分、環境教育・環境学習、エコポリスセンターの機能向上ということです。区民の皆様が身近に環境問題に触れることができる施設として、情報、コンテンツを豊富に提供するとともに、居場所としての機能や学びの場としての機能の向上に取り組んでいきたいと考えています。

最後になります。56ページです。

②協働の取組促進で、区民、団体等の活動支援ということであります。エコポリスセンター等において、区民や団体の皆様が活動を実践する場や機会を設けていくとともに、区民や団体間の交流を促進する機会づくり、場づくりに取り組んでいきます。

また環境パートナーシップの促進ということで、関係者の協働の推進、ネットワークの拡大に向けてそうした機会の創出、またプロジェクトなどに取り組んでいきたいと考えています。

以上が、お時間をいただきましたが、第4章、骨子を受けまして具体的な取組に向けた施策の方向性ということでまとめさせていただいたものです。本日、ご意見を承りまして、こちらの素案というものを、より内容を高めてまいりたいと考えています。説明は以上です。

○会長 それでは、ここから委員の皆様からの質疑に移りたいと思います。

○委員 私から大きく3点、質問をいたします。

13から14ページ、アンケートについてなんですけども、今まで、前回の骨子にはない部分でありまして、今回、このアンケート結果の概要について計画素案に記載していただきまして、ありがとうございます。そこで、各調査の結果から抽出した、各分野において重視されるキーワードが出ているのですが、これがこの計画にどのように生かされているのか改めて伺います。

○環境政策課長 今、ご指摘いただきました資料4の素案のたたき台の14ページでは、アンケートの取りまとめの内容をお示ししています。その中で、アンケートの調査結果などから集約したキーワードをお示ししています。素案の中においては、この視点をかみ砕いて内容の取りまとめに当たってきたところです。

例えば、地球温暖化や気候変動ということにつきましては、社会を挙げて取り組んでいるということもありまして、区民の皆様の意識も大変高いものと受け止めており、そこは素案にお

いても中心的な位置づけとしているところです。

また、ごみの削減と資源の有効利用ということで、区民の皆様にとりましても身近なテーマということもありまして、大変関心が寄せられているテーマです。これは今後の資源循環の部分におきまして、区の一般廃棄物処理基本計画の内容も踏まえまして取りまとめていきたいと考えています。

最後に、自然、緑ということでは、これを大切にしようという思いをやはり強く区民の皆様もお持ちですが、限りある資源といった視点が共通項のように捉えています。自然環境の部分ではそうした視点をベースに内容の取りまとめに当たってきたというところです。

○委員 それを踏まえまして、アンケートの内容については、この計画の素案の中で至るところで生かされているというふうに受け取ったのですが、今回の素案では、アンケート結果で抽出されたキーワードがどのように示されているのかというのは、ちょっと文字として読み取れないところがありまして、例えば19ページの基本目標のところに、将来像の実現に向け、区民、事業者の意識を踏まえた上で、区民、事業者、区の協働によりいう形で、というように、文言として入れ込んで、アンケートがしっかりとこの計画で生かされていますよというところをお示しするのがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○環境政策課長 19ページの基本目標の冒頭部分になりますけれども、ご指摘のように、これらの基本目標につきましては、区民や事業者の皆様の意識を根底にして取りまとめています。そうした区民や事業者の皆様の意識が根底にあるということをお示しするというのが、素案の内容の充実につながるものと捉えていますので、ご指摘のいただいた記述について、追記をいたしたいと考えております。

○委員 ぜひともそちらをお願いいたします。2点目であります。39ページにリサイクル率というのが一番上に記載されておりまして、昨年の4月から区はプラスチックの資源化を開始して、区のウェブサイトによれば、1年間で4,159.88トンのプラスチックが回収されたと記載があります。これを反映させた令和6年度のリサイクル率は、いつ頃出される予定でしょうか。

○資源循環推進課長 資源循環推進課長からお答えいたします。

リサイクル率につきましては、現在数字の調整を行っており、時期としては大体秋頃、9月、10月ぐらいには出せる見込みでおります。

○委員 この計画はいつぐらいに発刊されるのでしょうか。

○環境政策課長 この計画の最終的な原案の取りまとめは令和8年の1月というタイミングで、現在のところ予定しています。

○委員 では、リサイクル率が出されるのは秋頃ということでありまして、その発刊までにこのリサイクル率が出されたならば、この記載も新たなものに、リサイクル率が反映されるというところで、よろしいでしょうか。

○環境政策課長 はい。タイミング的にはリサイクル率の新しい数値ということを受けて、この環境基本計画の内容に反映させていきたいと考えております。

○委員 では最後の質問ですけれども、45ページの喫煙マナーに関する一番下の区の実施のところで、たばこのポイ捨てを防止するためには、ポイ捨てをさせない環境の整備が必要で、具体的には公衆喫煙所の整備などが私は必要だと思っております。区には公衆喫煙所助成制度があつて、公衆喫煙所の設置と維持管理の経費を助成しています。それを活用して、成増駅

に、成増駅南口に所在する事業者が、その事業所内に公衆喫煙所を設置してくれたといったところではありますが、この公衆喫煙所助成制度を含めて、区内には公衆喫煙所の整備なども地域と連携した美化活動に関する区の取組だと思いますので、この区の取組の部分に公衆喫煙所の整備や維持管理、あるいは新たな設置に関するような取組を記載すべきだと思うのですが、こういったことにつきましては、ある程度細かいところになってくるので、別冊アクションプランに記載されるのかなと思うのですが、こちらいかがでしょうか。

○環境政策課長 アクションプランのお話もいただきまして、ありがとうございます。

公衆喫煙所につきましては、ご指摘のとおり、区の事業制度という制度、事業があるところでは、それを踏まえまして、ここの45ページになりますが、喫煙マナーの促進の部分につきましても、公衆喫煙所も関係するところでは、ここでは、記載をさせていただく場合には、公衆喫煙所の取組の方向性をお示しするのかと捉えていますので、その表現につきましては十分吟味させていただいた上で、修正を行いたいと考えています。

○委員 資源循環について質問させていただきます。ページ38、基本目標3、循環まちづくりということで、資源を大切にすまちは、環境と経済のバランスに配慮した循環都市を目指すということが謳われています。課題としては、ごみの排出量を減らしてリサイクル率を上げていくためには、区民や事業者に対して、資源とごみの適切な分け方・出し方の周知を継続的に行うとともに、資源循環に関する意識を高める行動変容につなげるための啓発が必要だということです。課題になっています。

そこで、41ページ、区の取組ということなのですが、ごみの分別に関して、区役所をはじめ、区の公共施設そして小中学校ではごみの分別が行われていないように思われます。特にプラスチックごみの再資源化については、昨年から区民の方々に求めているにもかかわらず、区の施設、小中学校でもごみの分別が行われていないということは、ちょっと区民に求めているが区は行わないというのはいかがなものかなということと、特に学校の場合は、家庭ではごみの分別を保護者の方からごみの分別をなさいと言われているのにもかかわらず、学校ではそれが行われていないということは、環境教育にも影響するのではないかなという観点から、環境教育の専門である先生に見解をお聞きしたいのと、区はなぜプラスチックごみ等の分別に関して積極的に取り組むことができないのかというのを、お聞かせいただきたいと思います。

○会長 まずは、区からお願いします。

○環境政策課長 まず区役所の部分からお話をさせていただきます。区役所、区の施設、区役所としての廃棄物の分別については、ご指摘がありましたように、区民の皆様や外部の皆様から、お声を寄せられているところです。そちらについては区としても受け止めており、より区の施設としても、区民の皆様にプラスチックの資源化ということをお願いしているということの中で、その区の施設としても、廃棄物全体の分別というものを高めていこうと考えているところです。

表記がちょっと具体的でない部分はありますが、この中で区の改善、環境改善活動の推進ということで掲げております板橋区の環境マネジメントシステムというものの仕組みを高めていく中で、その1つとして、廃棄物の分別ということも重点的に捉えて、区の行動を深めていきたいと考えています。

○会長 では、委員からお願いします。

○委員 一般論としては、板橋区さんの学校で分別されていないということが私には分からな

かったのですが、私が授業をみせていただいた区内の某中学校や学習施設としての放課後学習のところでは分別されていたような記憶があります。というのは、特に小学校は生活科の始まりで、①家からごみになっているものを集めよう、②それをあえて大きな段ボールにバサッと入れてもらって、それを生活科の授業で使うときに、③どうしたら使いやすくなるかなという「問い」を子供たちに発する。そうすると子供たちは、「素材別に分けるといいね」、「大きさを別に分けて入れる」、ということに気が付きます。そういう授業を展開しながら、小学校一、二年生から、こうやって分別の概念を学習しているわけです。世の中、コンビニの前に行っても分別できるようになっていますよね。現在の学校の学習過程では必然的にそういうことになっていると思います。

今、学校での質問だったのですが、いみじくも委員さんがおっしゃった、この全体的あれで、資源循環というお言葉をいただきました。これ循環まちづくりがいいのか、資源循環まちづくりなのか、その辺を皆さんに議論していただいた方がいいのではないかと、私からちょっと「問い」を発しておきたいと思います。

○委員 あと最後にもう1点、新しく資源環境審議会清掃リサイクル部会が立ち上げられて、審議が行われているという書類を頂いているのですが、こちらの内容というのは、今、説明いただいた板橋区環境基本計画2035の中に包含されるのか、また別で何か作られているのかお聞きしたいと思います。

○環境政策課長 事務局からご説明させていただきます。

結論としては包含されているところです。板橋区資源環境審議会があり、いわゆる資源循環、清掃に関する計画の部分、一般廃棄物処理基本計画の部分がベースになりますが、そちらを部会形式で、いわゆる現場の視点も踏まえてご議論していただくということで、部会を設けて運営しているというような体制になっています。

○委員 というのは、そのメンバー、委員の方の中に、議員だけが入っていないのです。今の説明ですと、より具体的な話合いが行われているということで認識をしたということでよろしいですか。

○環境政策課長 いわゆるワーキング的な、現場の議論ということで捉えています。議員の皆様には、審議会の場において部会での検討内容というのはお示ししておりますので、そうしたところをうまく政策の観点からご審議いただければということで、現行の体制とさせていただいているものです。

○委員 二重になっていないのかというと、余計な心配だったのですが、質問させていただきました。

○委員 私の方から1つ確認と、3つほど質問させていただきたいと思います。

1つ確認は、資料の11ページ、板橋区のこれまでの取組と課題ということで、前計画の振り返りというふうにありますけども、これから作成されていくという予定だと思いますけれども、その中でお願いしたいのは、やはり前計画の進捗確認と、それから、それを数値化して評価する。それに対してどういうふうな対策を、今度、新しい計画に盛り込むのかということ、明確にここに書いていただきたいと思います。要はPDCAサイクルをちゃんと回しましょうということです。ぜひこれは、25年に次の計画の基礎になるということです、同じことをまた次の計画を繰り返して、未達を繰り返していることのないようにお願いしたいと思います。

それから、区の、1つ目の質問ですが、区の官用車のところについて質問したいと思い

ます。27ページにひとを中心としたウォークラブルなまちづくりと交通のグリーン化の促進というのがありますけれども、バス、タクシーなどの交通機関の利用、そういうのがありますが、低燃費・ハイブリッド・電気・水素への乗換えというふうにお題が2つありますけれども、実際、区の官用車はどのぐらいの割合でハイブリッドになっているのか、また、EVがどのぐらい導入されているのか、それについて、現状と今後の方針というか、そういうのをちょっとお聞きしたいと思います。

○環境政策課長 まず進捗管理ということでございますが、本審議会におきましては、今回は計画策定ということで10年間の進捗確認、振り返りということで行わせていただきます。通常ですと、毎年、前年度の進捗というものをこちらの審議会でご報告をさせていただいておりますので、今回は10年間の総括ということですので、そこにおきましては、いわゆる進捗確認の指標も含めて、達成状況を総括してお示ししていきたいと考えております。

その上で、その中で現行計画の課題というものが、今回でもお示しをしていますが、浮き彫りになるところですので、そこがどのように新しい計画につながっているのかということ踏まえて、この取りまとめについては調整に当たってまいりたいと考えています。

次が電気自動車。区役所で使用している自動車の低公害率ということで、現行計画では目標を定めており、こちらでは、基本的には活動指標ということで、成果指標という形ではないのですが、活動指標ということで低公害車率を高めていきます。こちらにつきましては、現在のところは70%でして、令和4年度、令和5年度については、70%、70.8%ということで、横ばいというところ。こちらにつきましても、いわゆる1施策として、今後、この環境基本計画の中でどのような見立てをして、取り組んでいくのかということにつきましては、アクションプランの内容の調整も含めて、検討していきたいと考えているところです。

○委員 基本的にはハイブリッド、それからEVカー、それから、例えば長距離に使う官用車と短距離に使う官用車では、短距離であればもう軽自動車で十分と、燃費のいい車にしましょうということだと思います。そういうふうなより細かなフォローも含めて計画を立てて、実施していただきたいというふうに思います。

2番目の質問ですけれども、協働組織、54ページです。協働の取組促進ということで、区民や事業者、環境活動団体、教育機関（大学等）、行政などのステークホルダーのつながる機会を設け、環境パートナーシップネットワークを広げていきますということですが、これに関しては、例えば具体的な例としてはどういうふうなことを考えられているのか。ちょっとお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

○環境政策課長 事務局からご説明させていただきます。

これまでも関係者のパートナーシップネットワークを広げようということで進めてまいりましたが、これを高めていくアプローチとしては、やはり何らかの機会というか、そういう起点となるような具体的な取組を考えていきたいというふうに思っております。言葉だけでネットワークということでも、なかなか実現に至っていかないというところがありますので、そうしたネットワークを広げるということを視点とした具体的な事業、イベントですとか、そうしたことを通して、具体的にその関係者が皆さん集まって、広げられるような機運やきっかけを作っていきたいと考えています。その辺りはこの素案のさらに深掘りでありますとか、アクションプランの部分で具体的な取組をお示ししていきたいということで、現在、検討しているところです。

○委員 環境活動というのは、区の単位で活動するのもいいのですが、区というのは、環境全体から見たらとても小さい単位ですよね。実際は地球とか、日本とか、関東平野とかそういうふうな単位で、身近に言えば、国とそれから自治体ですね。そういう区と。そういうふうな総合的な流れの中で実施していくべきものだと思います。板橋区だけ勝手なことをやっているというようなことになってはいけないと思いますので、その流れの中で調整しながら、それを各ステークホルダー等の調整を取りながら実施していくということが重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから最後に1点、先進技術に関する取組という項目がございました。ペロブスカイト太陽電池のことについても言及されておりました。これについては、日本ではパナソニックとか積水化学とか、そういうところが一番先端を進んでいると思います。実用化に一番近いところだと思いますけれども、そういう企業とタイアップして、例えばそういう、プロジェクトチームを立ち上げて、企業と板橋区で、この23区のトップを走るというようなつもりで、導入を検討するというようなのでしょうか。難しいでしょうか。

○環境政策課長 ペロブスカイトにつきましては、次世代のソーラーセルということで、環境分野では非常に大きな関心が寄せられているところです。今、お話がありました大手企業さんなどでも、開発が進められているということで、これは板橋区だけでなく、行政で非常に着目しているところであり、そうした資源というものが、いわゆる企業さんがお持ちのところでありますので、そうした企業さんの技術をどう活用させていただくかということも、関わり方については、今、お話しいただきましたプロジェクトのようなもので進めていくなど、色々進め方も幅があるのかなと考えております。ここについては、非常に次世代というところを見据えた新しい取組の視点とっておりますので、その辺りの動向を見据えながら、最終的にこの計画の中でどのように位置づけていくのかというのは、素案の最終まで、引き続き検討していきたいと考えています。

○土木部長 会長、補足をさせていただきますでしょうか。

土木部長でございます。現在、ちょっと所管外で申し訳ないのですが、議論が深まらないと思いますので、少し途中の質問での補足をさせていただきたいと思います。

区役所で電気自動車、あるいはハイブリッドの車をどれだけ導入したかというお話をご質問いただいたときに、うちの事務局の方で、低公害車のお話をさせていただいたところですが、実は区の方では、今日机上に配付しております閲覧用の資料の中で、板橋区地球温暖化対策実行計画事務事業編2025という冊子を1冊置いてあると思います。地球温暖化対策実行計画も2種類ありまして、板橋区全体で取り組むべきものと、それから区役所が1事業体として取り組むべきものの事務事業編と2つ作っているわけですが、この事務事業編の11ページをご覧ください。

この中で、区役所としてどういう取組をするかの5本の柱のうちの1つとして、次世代自動車及び充電設備の率先的な導入活用ということで、電気自動車の導入、あるいは、プラグインハイブリッド自動車の導入について目標を掲げて取り組んでいるところです。恐らく、お知りになりたかったのは、区役所で、このところで、今まで電気自動車、この計画期間中に何台導入したのか、あるいは、プラグインハイブリッド自動車を何台導入したのかというようなことだと思いますので、それについては事務局の方から、現状を答えてもらえればいいと思います。

今回の環境基本計画の中には、この板橋区地球温暖化対策実行計画の事務事業編も組み入れていく予定ですので、このことについて十分方向性を皆さんでお示ししていただいて、事務局が作る案の中に計画として盛り込んでいただければありがたいというふうに考えるところであります。議論が深まると思ひまして説明させていただきました。

○委員 27ページが一番下の取組内容ということで、ひとを中心としたウォーカブルなまちづくりと交通のグリーン化の推進ということで、自転車で移動しやすい、ひとを中心としたウォーカブルなまちづくりを推進しますとあるんですけれども、駅によっては区営の駐輪場がなかったりしているのですが、区で駐輪場を整備するとか、自転車、区民の方に使ってくださいと言うのであれば、整備していかなくちゃいけないと思うのですが、具体的に何か計画があるならば、その辺を教えてくださいと思います。

○土木部長 それでは、駐輪場ですので、所管の土木部長の方から少しお答えをさせていただきますと思います。

ウォーカブルなまちの実現ということで、徒歩あるいは自転車のような車以外のものを使った形で移動していただけるようなまちづくりを進めるということで、まちづくり推進室とともに取り組んでいるところであります。

一方、駐輪場の現状ですけれども、区営の駐輪場につきましては、区が所有している土地でやっている駐輪場と、それから民間の方から土地をお借りして運営している駐輪場と2種類あります。駐輪場が主に必要とされている場所は駅前ですので、民間の方のご協力があって初めて駐輪場が成り立っているような駅も多いところです。その中で、我々として苦労しているのは用地の確保ということでありまして、民間の方もそれぞれの事業等、あるいは家庭のご都合等で、その土地を何らか別の形で活用しなくてはいけないケースが非常に増えていて、区営の駐輪場を廃止せざるを得ないようなところもできているところです。そういった中で、うちの理事者と話し合っている中では、少し区有地を活用した駐輪場を増やしていけないかというようなことで、今回、上板橋の南口の駅前の再開発に併せても、地下の方に駐輪場を造って、公有地の中に駐輪場を造って、大規模なものを造るというような方向でいるところです。今後もこういったまちづくりの流れをうまくつかみながら、安定的に運営ができる公有地の駐輪場の建設に向けて、部をこえて繋がりながら努力していきたい、そしてウォーカブルなまちを実現していきたいというふうに考えています。

○委員 区民の方から、やはり駐輪場が足りないといったお声も聞きますし、また使い勝手が悪いといったようなお声もいただきますので、ぜひ、皆さんが利用しやすいような自転車駐輪場の建設をよろしくお願いいたします。

続きまして44ページのまちの美化ということで、私、公園の清掃をシニアクラブの方々とするのですが、毎週、吸い殻とか弁当のがらが落ちていて、また、缶とかペットボトルが植込みに投げ込まれているような状態なんですけれども、ぜひ防犯カメラ、東京都では防犯カメラが、民間のお宅にもするような制度ができましたけど、板橋はまだそこまで行っていないのですが、ぜひ公園にも防犯カメラ等を設置していただければと思いますけれども、その辺ここには書いてはありませんが、ポイ捨てということで、何か具体的な対策があれば教えていただければと思います。

○資源循環推進課長 資源循環推進課長でございます。

いわゆるポイ捨てに対しましては、防犯カメラですとか、そういった監視の目というのを設

置するのは区全域になりますので、なかなか難しいというふうに思っております。そういった中で、いわゆるマナーの啓発や、区の方で巡回指導等を行っている部分がありますので、そういったところでの声かけについては、今後とも、検討を続けてまいりたいと考えているところでもあります。

○土木部長 公園の防犯カメラについては土木部長の方からお答えいたします。

公園に設置してある防犯カメラにつきましては、基本構想審議会の中でも、委員さんの中から、全ての公園にできれば防犯カメラを設置して、安心安全なまちづくりを実現してほしいというようなご意見をいただいているところです。

一方、設置の現状につきましては、実際には半分の公園にもついていないということで、数分の1の公園にしかついていないのが現状であります。この原因としましては、今の防犯カメラが、以前は防犯カメラにSDカード等が入っていて、単体で設置していて、実際、何かことが起きたときにはそのSDカードを取り出して見る、あるいはそばにパソコンを持ってきて通信をして、本体と通信をして確認するというようなものが多かったのですが、非常に使い勝手が悪いということで、今、クラウドを活用した防犯カメラを設置しているところです。一方、クラウドを活用した防犯カメラというのは非常に使い勝手がいいところではありますが、1台当たりの設置の経費がかなり高いということで、今後、基本構想審議会等のご意見の受けた形で、区がどういうふうに動くかというのが非常に大切なところだとは思いますが、なるべく多くの防犯カメラを公園の中に設置していける方向で動いていきたいというふうに考えているところですが、区の財政状況等も見ながら、あるいは区の犯罪の発生状況等も見ながら、設置台数については検討していきたいと思っております。

あわせて、公園内でのポイ捨てとかそういったことについては、防犯カメラ以外の部分でも、公園パトロール等を行っておりますので、そういうところも活用しながら、なるべく防げるような形で努めていきたいというふうに考えているところです。

○委員 まず、38ページからお願いします。一番下の区民一人当たりのお一日のごみ排出量で、それで棒グラフが、一番下のところが、基準580グラムとあって、これは多分、何か目標とかとの関係なのだというふうに理解しているのですが、一番下の、その上のごみの総排出量とかですね、一番下が0になっているのですが、580という設定のご趣旨と伺いますか、お聞かせいただけますでしょうか。

○環境政策課長 表の表記の方の関係でして、まず令和5年度が598という数字がありますので、この辺りをちょっと見やすくするために、左側の軸のところで、一人当たりのごみの排出量のグラムを、一番上が700グラムから下が580ということで、グラフのちょっと伸びの辺りを、皆様方に分かりやすくするような形で間隔を設定させていただいたというところなんです。改めて、見やすさについては点検させていただきたいと考えております。

○委員 10年で長い計画でありますので、これですと、削減の幅があまりないなというふうに思ったものですから、10年間の間にもっともっと削減できていけるかもしれませんので、この示し方をまたご検討いただけたらいいなと思いました。

次に25ページの②のところで、後押しするツールを活用しという記載がありまして、このほかにも、後押しする仕組みを活用してとかいうところもほかのページに出てきたりしますが、これは例えば具体的にどのようなイメージをしたらよろしいでしょうか。

○環境政策課長 例えば25ページの部分、後押しするツールということで、②の部分、区民

や事業者等による、いわゆる省エネルギーの活動ということでお示しをさせていただいております。こちらについては、この中でも若干触れさせていただいておりますが、いわゆる板橋環境アクションポイント事業ということ、今、取り組んでおりますが、他の自治体でも同様のインセンティブを働かせるツールを実施しているのですけども、やはり色々なツールがあるというところがございますので、区といたしましては、より皆様方の省エネルギー行動の裾野を広げていきたいと考えておりますので、そういった観点から、現在のポイント制度を、バージョンアップという言い方をしましたが、新しい視点でのツールに変えていきたいというような、例えば、ところの1つ、背景としてお示しをさせていただいているというところです。

○委員 区民の皆さん、事業者の皆さん、そして区の実行とそれぞれお示しをいただいている中で、それぞれの方、皆さんが実行をするときに、課題となっていてなかなか取り組めないんだというような、課題を解消するような実行という意味で、後押しということなのかなというふうに、ちょっと思ったりしたもので、お尋ねをさせていただきました。そうですね。モチベーションになるようなツールというふうに認識を、理解をしたのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、皆さんの課題となっていることを何か解消できるような仕組みづくりや実行ということも、併せてご検討をいただけたらうれしく思います。

最後にちょっと要望なのですが、要望についてのご見解を伺いたいと思います。現在、次期基本構想の策定中ということでお話もありました。その次期基本構想の中では、全庁横断的な実行ということが大きなテーマの1つとなっているというふうに伺っておりまして、そのような視点から基本計画も作られているのだらうなというふうに思っているのですけれども、皆さんから先ほどごみの分別とか、自転車のこととか、色々あったんですけど、所管をまたいで全庁的な実行ということでやっていかれるのだというふうに期待をさせていただいてよろしいのでしょうかということをお願いします。

○環境政策課長 まず初めのご質問になりますけども、いわゆる区民あるいは事業者の方々が抱える課題というのはまた別のものとありますので、例えば、企業の皆様が環境活動に対して抱える課題に対しての後押しするツールというのは、また別なものとして、例えば、現在ですと、CO₂の排出の見える化のツールなど、そうしたものも、現在市場では開発などもされているところですので、そうしたそれぞれの主体の皆様の抱える課題というものも捉えながら、後押しするツールということについては、今後の素案の詳細であるとか、アクションプランの部分で検討していきたいと考えています。

また全庁横断的と、今日の議論もそうなのですが、非常に環境分野は他分野と関係する部分が多いところであります。いわゆるまちづくりというところでは都市計画でありますとか、緑ということでありますとか土木でありますとか、そうしたところについては、現在のそれぞれの計画とのすり合わせをさせていただきまして、連携をさせていただいたり、あるいはよい意味ですみ分けをして、それぞれの分野で取り組んだりというようなことを進めているところですので、今後の計画の中でも、ちょっとそうした部分が分かりやすいような形でもお示ししできればというふうには考えていますが、素案の最終的な策定に当たりまして、全庁の連携、協議というものを丁寧に行っていきたいと考えております。

○副会長 3点ほどコメント差し上げたいと思います。

まず35ページのヒートアイランド対策のところなのですが、目標の5の方ともちょっと関わるのですが、ご説明の中にありましたように、グリーンインフラの効果といったとこ

ろの記載が、ここの中にもあってもいいのではないかと、ちょっと目標横断型になると思いますけれども、記載としては欠けているかなというふうに思いましたのでコメントいたします。

もう1点目が、36ページ目の風水害のリスクへの備えというところも、これもちょっと目標横断型という感じになると思うのですが、公共施設とか避難所になるようなところで、重点的に太陽光発電であったり、蓄電池、あるいは公用車のEVなんかも導入されるような対策というの、実際のところはお検討されているのではないかなというふうに思いますが、そういったちょっと記載がないものですから、これはどこに書くべきなのか、29ページのこの公共施設の方の対策の方でちょっと記載するべきなのか。いずれにしてもちょっとその部分というのは追記してもいいかなと思いました。

3点目ですけども、先ほど委員からもございましたけれども、後押しする対策というところで、これは単にコメントですけども、脱炭素を実現するに当たって、金融機関との連携ってとても重要なんですね。実際、費用が足りなくてなかなか導入できないといったご意見が、特に中小企業の方から多いので、そういった中小企業さんがお取引あるような金融機関さんを巻き込んで、この脱炭素の仕組みみたいなのを、今後、ご検討されるのがいいかなというふうに思いました。以上です。

○環境政策課長 まず35ページのヒートアイランド対策に絡めまして、グリーンインフラということも環境の取組の視点としてはこれまでも掲げられてきたところでもありますので、そうしたところを、この視点で、この計画としてどのように位置づけていくのかということには、ちょっと改めて、素案のかみ砕きの中で調整をしていきたいと考えています。

36ページの部分では、ご指摘もありましたように、公共施設ですとか、避難所対策ということの中で、例えばエネルギーの確保といったことは、行政としても取り組んでいるところでありますので、こちらではそうした記載の方はしていないのですけれども、そうした取組もありますので、幅広い視点で、その辺りはお示しをできればというふうに考えています。

最後の金融機関との連携ということでは、ご指摘のように、金融機関にとっても、いわゆる企業さんの環境活動の支援ということが、非常に金融機関サイドでも広がっているというふうに認識をしておりますので、そうした取組が具体化をしているような部分もありますので、区として計画に盛り込めるのか、またそうした取組をご紹介というか、していくのかというようなところも含めて、新しい視点というふうに捉えております。こうした金融機関との連携ということの取扱いについて、検討させていただきたいと思います。

○委員 素案の15ページですが、4、課題で、ビジョンの明確化というところの文章中に、板橋区の場合ですと、区民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」という観点を踏まえて、目指す姿を取りまとめる必要がありますということで、課題の1番に載ってきているわけだと思うのですが、今ご説明があった第4章の基本目標の「環境まちづくり」の中に、具体的に出てきている27ページの2つ目のポチで、まちや区民生活に温もりをもたらす取組というところなんです。ウェルビーイングの環境保全の恵みを実感できるまちづくりの観点ということが出てきているだけなんです。大きな捉まえ方をされているのであれば、位置づけが小さいような感じがします。もう少し区民のために分かりやすく具体的な表現を、アクションプラン等でウェルビーイングの位置づけについて、より具体的に出していかれた方がいいのかなと思いましたので、意見として話をさせていただきました。この1点だけでございます。

○環境政策課長 ウェルビーイングについては素案の中で落とし込んでいくと、またご指摘に

もありました、アクションプランの中でも落とし込んでいくというところですが、それがどのように関係していくのかというようなところも含めて、ご指摘もありましたアクションプランの中でも、そうしたウェルビーイングの視点というものの位置づけについては、十分留意して取り組んでいきたいと思います。また素案の中でもウェルビーイング、あとは言葉を変えて恵みという言い方をしている部分もありますので、その点の表記については再確認をした上で、必要に応じて統一をするなどの修正、対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員 3点大きなところと、細かいところで2点ございます。既に何度か話題に上っていますが、基本構想、基本計画との整合というところで、環境分野は特に部署横断のものが多いいことが挙げられています。ほかにどういう分野で部署横断が多いのかというとSDGsとか、DX、AIとかが挙げられています。環境分野のところは具体的には気候変動の話、特にゼロカーボンとグリーンインフラと2つ出てきています。せっかくそうやって基本構想、基本計画の方でしっかりとメンションされていて、なおかつ分野横断的にしっかりと取り組みますというお墨つきをいただいているので、この環境基本計画の始めの方にも、部署横断的課題であることをしっかりと書き込まれた方がよいのではないかと感じました。

なぜならば、今までずっと環境分野は、どちらかというとマージナライズされた分野で、環境はおまけみたいな扱いを受けていたことがあったかと思うのですが、実は環境のことをきちんとやらないと、それこそ人々のウェルビーイングが達成されないという認識の下に、基本構想、基本計画の方でこの側面が特出しがなされたのだと考えております。ですから、こちらの環境基本計画の方でも、そういった趣旨のことを書き込まれると、より多くの方々の理解が得られるのではないかと考えました。それが1点目でございます。

2つ目は6つの基本目標のところになります。基本目標は既に何回かご議論させていただいているところですが、具体的には、18、19ページにまとめてあります。これはもしも決着がついているのであれば、蒸し返しになってしまうのかもしれないのですが、以前にも、一番上に出ている基本目標の1で、環境まちづくり、環境といったときに、その副題がゼロカーボンになっているのは、ちょっと違和感がありますということを申し上げました。あわせて、地球との共生というときに、これも多くの場合は、共生は生物多様性系のことを表すのではないですかという質問をさせていただきました。この点を再び申し上げさせていただいた上で、実は、1番から5番までは全部まちづくりと関係のあることで、最後の6番目だけが環境教育、人づくりというふうになっているように思われます。そのうち幾つかがまちづくりと書いてあるのだけど、ほかのものがそうじゃない理由も、ちょっと違和感があります。後々、基本目標を、基本計画を共有されて、みんなでこの目標について頑張りましょうといったときに、副題で説明しているからいいのではなくて、表に出てくる目標そのものの中に、目指しているところがしっかり書いていないと、多分伝わらないのではないかと思います、改めてこの点を指摘させていただきたく存じます。

ドラフトをされた皆さんにおかれては、実は答えが出ているのではないかとされる節があります。15ページの課題というところで、3つ目の分野の連携の部分に、脱炭素（ゼロカーボン）、次が気候変動、これは緩和という言葉が抜けていると思いますが、2個目が適応の話で、3つ目が資源循環の話で、4つ目が生活環境で、5つ目が自然環境で、最後は環境教育。多分、ドラフトをされた皆さんの中ではそういう整理がなされているけれども、基本目標のところでは何か言葉を捻ったために、この分野と整合しないことが出ているのではないかというふ

うに思います。その点、もう一度ご検討いただければと思う次第でございます。

3つ目の大きなポイントが、基本目標6に関して環境人づくり、環境教育、SDGs教育ということで書かれていて、今まで出てきた基本目標の1から5に対して、関連付けた記述になっていないことが気になります。主体的に行動できる人を作るというのは大変分かりやすいのですが、具体的にどういう行動ができる人なのかというのが初見では分かりません。中を読んでみると、SDGsのことをしっかり考えて、物事が包括的に考えられるようになり、それを踏まえた行動ができるようになるというのが一番上位の目標だと思われます。その上で、環境基本計画で示された基本目標1「ゼロカーボン」に向けてどういう行動を率先して取れるのだろう、基本目標2「適応」に向けてどういう率先した行動が取れるのか、以下、他も一緒ですが、それぞれの目標にきちんとアドレスしつつ、さらに、プラスアルファで、まだ誰も気づいていない大事な環境教育のことも、しっかりその他としてやりますとか、そういう構成になっていないと、基本目標1から6までの構造的な理解が難しいと感じました。

大変主観的な意見でございますが、初見の人にとって分かりやすい構成、言葉遣いということとを心がけていただきたく、あえて申し上げさせていただきました。

小さいところを2点、申し上げます。

まず、35ページの一番下、庁内プラスチック・スマートの推進というのが、地球との共生のところに分類されています。なぜだろうと思って調べると、さきほどご紹介頂いた、2025の事務事業編の中の4番目のティレに載っていたから、そういう経緯があって気候変動の方に分類されたのかなと思ったのですが、分かりやすさという観点からは、これはどっちかというと資源循環のところの看板プロジェクトとして出された方が分かりやすいのかなと思いました。

次に、最後のコメントです。29ページの下の方で、区の環境改善活動の推進ということですが、この記述だけ読むと、環境マネジメントシステムの話をしているというのはちょっと理解、想像するのが難しいと感じました。先ほど課長のご説明で、区の環境マネジメントシステムだということの説明があって、30ページにもその言葉が書いてあるから良く読めば分かるのですが、初見では理解しにくい箇所の1つとして、ここもお含みいただければと思いました。

○環境政策課長 まず1点目、基本計画、基本構想との関係ということでは、基本構想、計画では、SDGsでありますとかDXなど、またウェルビーイングも含めて、私どもの環境につながる部分ということが、そちらの方で出来上がっておりますので、そことの関係性というものを、この計画というものの素案の中でも改めてお示しといいますか、記述の方も調整していきたいと考えています。

基本目標の地球との共生の部分ですが、ご指摘のように副題をつけておりますが、区民の皆さんにとっては主題の方でインパクト、印象を取っていただきたいと思っておりますので、全体がまちづくりということのまずトーンということでお示しをしています。

ネイチャーポジティブについては、今、非常にそういった視点ということもありますので、この言葉を使わせていただいておりますが、地球との共生という部分については、全体の表記とはちょっと異なる表記とさせていただいております。この部分の表記については、区民の皆様にお示しをさせていただく点では大変重要な要素ということで捉えております。ただいまご指摘いただきましたご意見を踏まえまして、改めてこちらの表記については、点検をさせてい

ただきたいと考えております。

また、環境の人づくりということでは、主体的に行動できるという人ということで、どういう行動ができるのかということも含めて、より分かりやすい表記ということについて、こちらについては検討していきたいというふうに考えています。

また現在、市内のプラスチック・スマートについては、気候変動の中で位置づけておりますが、こちらの審議会の中でも、やはりプラスチック対策ということは非常に重視されているというふうに考えていますので、こちらについては、資源循環への移行ということを踏まえながら、部門間の移行ということを考えていきたいと思えます。

最後に29ページの区の環境改善活動というのは、区の環境マネジメントシステムということに踏まえて取り組んでまいりますので、その点については記載の方を追記いたしたいと考えています。

○委員 19ページの6つの基本目標のところなのですが、地球との共生のところについてコメントをいただきありがとうございます。私が申し上げたかったのは、環境基本計画だから全体の環境をまちづくりになっているのが当たり前で、それは多分上位の概念だと思うのですね。そうすると、1番は、実は脱炭素もしくはゼロカーボンのまちづくり。それから2番目が気候変動適応に関するまちづくり、3つ目が循環もしくは資源循環に関するまちづくり、4つ目は安心健康のまちづくり、多分、汚染系のことが入っているのですけど。5つ目がネイチャーポジティブという言葉売り出してくださるのは大変ありがたいのですが、多分すごく分かりにくくて、ここは水と緑とか、緑と水とか、分かりやすい言葉に置き直された方が、区民の皆さんにはお分かりいただけるのではないかと私は個人的に思いました。

○環境政策課長 今、お話いただきました全体のバランス、表記ですね。改めて最終的な機会でございますので、再確認させていただきたいというふうに考えています。

○委員 今、委員の先生がおっしゃっていた18ページ、19ページに関してです。この目標を、目指す将来像を、みどりをはぐくみ、循環・共生・共創のまちづくりとしてはどうかと考えます。そのまちがどんな「まち」というのを、6つの視点と考えたいです。そこを環境まちづくりというとみんな入ってしまいますので、脱炭素のまちづくり、ゼロカーボンのまち、それから気候変動に備えるまちとか、それから、自然と共生、自然を育み共生するまち、という形にして、それらを各章で、1つずつ説明していく構成にしていきます。確かに、6つの視点には関連する要素があるのす。皆さんそれぞれ、何をどこに入れたらいいんだと考えますね。だからそこを、私が一番初めにこの意見を申し上げたときに、そのつながりを線の太さとか、ここと関係するよというそのイメージ図をこの報告書の右上とかそういうところに1つ載せていく構成とする案もあると考えます。この章ではここを強調して言っていますよとか、そういう形にして言えばいいんじゃないかなという形で、この目指す将来像を書いてみる。なお私はこの英文が、GO GREENいたばしがいいのか、そこが分からないのですけども、これもまた考えていただけたら有難いです。

個別的なところで申し上げますと、まず協創、コラボレーションがあるのですが、緑もそうですが、先ほど一番初めに資料1、2で生き物とか緑の実態を教えてくださいましたけれども、結構、板橋区さんには大学がありますよね。そこで、協働の取組に、定住者ではない大学生が関わる仕掛けを作っていくと、大学生も、それから子供たち、小中高生も、ですから、自分の育ちのモデルとしての大学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんがいるということはとても大事なこ

とと考えます。そういう意味で、大学生も関わってもらう仕組みを、例えば56ページの協働の取組の促進の下部のところにそういったものを入れていくとか、それから、ウォークアブルなまちづくり、これを安全安心と結びつけていく。私が実際調べに行ったのは大垣市なのですが、そこに地域資源、景観資源とか、歴史的な資源があるのを、QRコードがついていて、それをスマホのアプリでそこを見ると、その歴史的なものが全部載っている。でもそれは、災害のときにそのQRコードを読むと、災害のときにどこに逃げるべきとかそういうものにつながる形になっているのですね。だから、そこに、それをもっと使えば、板橋区のエコポイントとつながるとか、こういう研修を受ける特権があるよとか、そういう形につなげていくような施策も必要ではと考えます。多分、若い人からはそういうことも出てくるのではないかと思います。ですから、定住住民だけではなく、そういう大学生でも対応できるのではないかと思います。

それから、環境人づくりのところで、伝える、学ぶ、育てる、では何となく上目線で押しつけるような感じがするのです。でも、地域には割と年寄りが、私も含めてご年配の方が多いのですが、世の中には、結晶性知性というのでしょうか。自分たちが獲得してきたそういうものも大事ですね。もちろん若い方のぱっと出てくる知性も大事です。それらが相互に協力し合ってこそ成り立つのですが、協働の取組ということを考えると、「学び合いの関係性」が必要だと思います。歴史的なところも学べるという、そういった仕掛けも作っておくことが必要です。

それから環境教育のところで、「絵本のまち」として板橋区さんは有名です。そうすると、絵本で環境のことまちのことが学べる全部それができるとかね、そういう絵本を取りそろえて、それを地域の大人が読み聞かせをする。おじいちゃんでも、男の人の声の方が合う絵本もありますので、すばらしい読み聞かせをすることもできます。ですからそういった絵本をそろえながら、お互いに学ぶ。お子さんの方が反応いいこともありますね。谷川さんですかね、最近亡くなった詩人、谷川俊太郎さんの20億光年の孤独という詩はお子さんの方がとても反応がいいわけですね。何かそういったものが、お互いただ知識をひけらかすのではなく、お互い学び合う関係性の中で、持続可能な地域、まちづくりをしていくというのが、この基本計画のベースに流れているといいのではないかと考えます。もちろん議員さんの取組によって、条例を作り、それからお金を出していかなければいけないというところがありますから、その辺は徹底的に議論していただくということで、ぜひ議論を進めていただければありがたいです。

○環境政策課長 まず1点目の基本目標の各分野との関わりについては、ご指摘いただきましたように、現在は1つのこの表でお示しをしていますが、例えば他の自治体の計画の事例ですと、この表を目標ごとにお示しをしまして、この将来像と各目標、あるいは目標間を線でつないで、その線を太さで強弱をつけて、関係性を分かりやすくしているような自治体の計画もありますので、そうした目標ごとの、他の分野との関連性をどのように見せられるかということについては、そうした他の自治体の示し方も参考にしながら、改めて検討させていただきたいと思います。

また学び合い、そうしたつながりということの中で、アクションプランでの取組も含めてご意見をいただきました、大学との連携ということについては、かねてから課題といいますか、方向性というふうに考えておりますので、そうしたところについては、今回の素案の中での記載についても、十分位置づけていきたいというふうに思っております。また、絵本のまちということでは、エコポリスセンターの取組でも、現在も絵本のまちということで中央図書館との連携ということも取り組んでおりますので、こうしたところも今後、つながっていくところと

いうふうには捉えておりますので、こちらはアクションプランの中で、より現在の取組をどのように進めていくのかというところで、お示しができるかと考えているところです。

○会長 もうそろそろ終わりの時間になりましたが、ほかにご意見ございませんでしょうか。なければ、最後に私から気がついた点を申し上げたいと思います。

まずはご指摘いただいた、以前からご発言されていたことが反映されていないというのが、やっぱり分かりにくさにつながっているというふうにやはり思いますので、少し組替えといいますか、改善をしていくといいかなと思いました。

2点目はゼロカーボンのまちづくりの見出しに関してですが、今年の2月の地球温暖化対策計画の見直しの閣議決定の中にも、ライフサイクルカーボンとか、単に使っている間のカーボンを減らせばいいというのではないという大事なキーワードが書かれておりますが、残念ながら9ページに反映されていないのと、またさらにそれを受けて、27ページ辺りのところでも、まちづくりでいうと、まずは先月ですけれども、内閣官房の関係省庁連絡会議の決定事項として、ライフサイクルでの、要は、今までZ E HとかZ E Bとか、使っている間のカーボンを減らせばいいということでは不十分だということで、2028年の制度化、建築物のライフサイクルカーボンの制度化ということがもう宣言されておりますし、さらに東京都は、既に先月から大規模、2,000平米以上の大規模建築物を建設する際の環境計画書の中に、どんな建材でどれだけ減らしているとか、施工でどれだけ減らしているかという報告を求めるように既になっていますので、やはり板橋区としても、まずは区自身の施設整備もさることながら、民間の建築物等に対してもそういう働きかけをするという辺りを、今、盛り込んでおかないとまずいかなというふうに思いました。私からは以上です。

○環境政策課長 今、ライフサイクルカーボンのお話をいただきました。ご説明をさせていただきます。今、区におきましても企業の皆様にスコープ3ということを推奨、啓発をさせていただいております。これは自分の会社の事業において、原材料調達から、製造ですとか、物流ですとか、販売というふうに、一連の流れ全体で温室効果ガスの排出量を把握しましょうということなのですが、今、会長がお話いただきましたライフサイクルカーボンというのは、もう少し広い概念というふうに理解しておりますが、建築物ですとか製品やサービス、こういったものを原材料の調達から製造、使用、廃棄まで、ライフサイクル全体でCO₂の排出量を評価しようということですのでございますので、区としても、このように企業の皆様を含め啓発を行っているということの中で、区の施設、あるいは民間の皆様に対して、こうしたところを、やはり推奨していく、一緒に取り組んでいくというのが現在の流れというふうに考えておりますので、ゼロカーボンでの記載の中でのこの視点ということについては、素案の修正の中で、改めて位置づけてまいりたいと考えています。

○会長 それでは、第65回板橋区資源環境審議会を閉会いたします。事務局に進行をお返しします。

○環境政策課長 はい。次回の会議におきましては、7月22日の火曜日の午前10時からを予定してございます。本日、縷縷ご意見いただきましたので、そちらの方を反映させていただきました次回の素案の修正は、なるべく早めに皆様にお届けできるように進めてまいりたいと考えてございます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。